



秦野市の公民館が今後果たすべき役割及び組織・運営体制について(提言)

— 協働の社会を担う公民館像をめぐって —

平成22年4月

秦野市社会教育委員会議

提言の趣旨

公民館は、昭和 21 年の文部次官通牒による制度創設以来、その活動や学びを通じて、本市で活躍する多くの人材や団体を育成し、本市の文化的発展やまちづくりに大きな役割を果たしてきた。現在のように多くの市民が自主的、主体的に団体やサークルを組織し、趣味や教養を向上させ、まちづくりを考え、その担い手となっているのも、長年にわたる公民館での学びの活動が大いに寄与していると言って過言ではない。

近年になり、特に行政との協働による市民のまちづくりへの参画や、新たな公共の担い手として市民の活力が期待されてきている。そのような時代であるからこそ、これまで公民館が果たしてきた人材育成や団体支援等の社会教育機能は、行政の責務として今後とも普遍的に継承・充実させていかななくてはならない。

同時に、秦野市の公民館においても、社会教育関係の法改正や社会教育にかかる中央教育審議会の提言、市の財政状況等の社会情勢を踏まえ、持続可能な公共的機関としてさらに生まれ変わっていく必要があることも認識しなければならない。

そこで、市民の実際生活、各地域の状況を見据え、秦野市における公民館の今後の展望を切り拓くため、現在の公民館の体制の維持及び今後の公民館のあり方について秦野市社会教育委員会議として提言をする。

<目次>

第1章 公民館の歴史と現状	・・・ 2
1 秦野市の公民館が果たしてきた役割と成果	・・・ 2
2 公民館を取り巻く今日的情勢	・・・ 3
第2章 提言	・・・ 3
提言1 協働の社会を担う公民館の実現	・・・ 3
1 未来型公民館へ三つの選択肢	・・・ 3
2 協働による公民館の活性化	・・・ 4
3 協働による地域社会の創生への取組み	・・・ 4
提言2 総合的な教育機関としての役割の維持	・・・ 6
1 公民館における社会教育機能の維持	・・・ 6
2 組織体制の充実と首長部局等との連携強化	・・・ 8
3 公民館の行政窓口業務の組織体系的な位置付け	・・・ 8
提言3 公民館の人的体制の整備と適切な公民館運営の評価	・・・ 9
1 公民館における人的体制の整備	・・・ 9
2 公民館運営の評価	・・・ 9
第3章 提言の実現に向けて	・・・ 10
秦野市社会教育委員名簿	・・・ 11

第1章 公民館の歴史と現状

1 秦野市の公民館が果たしてきた役割と成果

提言の趣旨でも述べたとおり、公民館は、戦後の復興期に郷土の復興のため地域の総合的社会教育施設として、昭和21年7月5日付の文部次官通牒「公民館の設置運営について」によりその設置が提唱され、その後昭和24年の社会教育法の制定によって法的に位置づけられた。

秦野市においても、昭和20年代に旧町村立の公民館が漸次設置されていった。そして秦野市立公民館としては、昭和45年度の南公民館の設置に始まり、小学校区1館の目標のもとに、現在11館が設置されている。

各公民館は、それぞれの地域特性を生かしながら一定区域内の住民のために、実際に生活に即する課題や学術、文化等の各種の学びの場を提供し、多くの学習グループを誕生させ、地域社会を担う人材を育成し、人間性豊かな地域社会の土壌を築き、今日の秦野市のまちづくりにも大いに貢献してきたとすることができる。

公民館活動は、秦野市の生涯学習推進の大きな支柱ともなっている。学習を通して住民と住民の出会いやふれあいの場、相互学習の場ともなっており、住民の自治能力の向上にも寄与している。

特に近年の公民館では、青少年事業、家庭教育支援事業などを先駆的に開拓し、子どもたちの居場所として、また子育ての拠点としても重要な役割を担うようになってきている。

このような秦野市における公民館活動は、外部から見ても高く評価されている。即ち昭和 23 年度から毎年全国優良公民館文部科学大臣表彰が行われているが、平成 21 年度までに 8 館（平成 15 年度から平成 21 年度までは連続 7 年）が文部科学大臣表彰を受賞している。また、神奈川県公民館連絡協議会の優良公民館表彰も毎年行われており、文部科学大臣表彰と重複する館もあるが、9 館が受賞しており、国・県どちらも受賞していないのは、一番新しく設置された堀川公民館のみとなっている。

全 11 館の平成 20 年度の施設利用者数は約 48 万人、利用団体サークルは 1,300 団体を超える。自主事業の参加者数も延べ 3 万 2,500 人であり、また図書室での貸し出し利用者は 6 万 8,000 人、17 万 6,000 冊に及んでいる。

利用者一人当たりの経費は 541 円である。

2 公民館を取り巻く今日的情勢

現代社会にあつては、核家族化、少子高齢化、都市化、情報化、国際化等の進展に加え、住民の価値観の変化、学習ニーズの高度化・多様化、ライフスタイルの多様化、連帯感やコミュニティ意識の希薄化、雇用不安、経済不安、地方自治体の財政の悪化等、公民館を取り巻く情勢が著しく変化してきている。

一方、公民館をめぐる法制度も、地方分権の推進、地域教育力の低下など、社会の変化に対応した改正整備が行われている。

近年では、平成 11 年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」いわゆる地方分権一括法の制定、社会教育行政における家庭教育支援、青少年の体験活動の充実を図った平成 13 年の社会教育法改正、平成 15 年には「公民館の設置及び運営に関する基準」が設備規定から機能規定へと全面改正された。また同年には地方自治法も改正されている。

さらに平成 18 年の教育基本法改正では、新たに「生涯学習の理念」が規定された。そこでは国民が「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を図ると謳っている。これを受け、平成 20 年には社会教育法が改正されている。

平成 20 年には、中央教育審議会から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策」が答申されている。この中で公民館は、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、社会の要請に応じた学習活動の充実と、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが期待されている。これは今後の公民館のあり方を考える上で重要な要件となっており、公的社会教育施設としての一層の充実が求められている。

第 2 章 提 言

提言 1 協働の社会を担う公民館の実現

1 未来型公民館へ三つの選択肢

これから秦野市が目指す公民館の施設機能として、次の三つの選択肢がある。

- ① 社会教育施設型（文部科学省系）・・・社会教育、生涯学習センター

- ② まちづくり型施設（総務省系）・・・集会型コミュニティセンター
- ③ 学習・まちづくり融合施設（文部科学省系）・・・生涯学習のまちづくりセンター

秦野市の公民館においては、③学習・まちづくり融合施設を基本とし、生涯学習のまちづくりセンターに行政の窓口事務を取り扱う行政サービスセンターを併設することで、市民と行政の協働によるまちづくりの拠点施設としての役割を果たす必要がある。

2 協働による公民館の活性化

これから秦野市が目指す社会は、公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的課題を解決するために相乗効果を上げながら、新たな仕組みや事業を創り出したり、取り組んだりする、いわゆる協働の社会である。

したがって、公民館においても、行政のサテライト、地域や団体のパートナー、学校のコーディネーター、社会参加やまちづくりの支援・マネージメントなど、賛同する市民団体、法人等の理解を求め、対等、共有、公益の原則によって課題学習及び事業に対処する、Win-Winの関係（相互利益ある関係）を築いていくことが望まれており、そのため、行政と市民をつなぐ、次のような協働の機能を明確に位置づける必要がある。

- ① 協働事業のサテライト機能
- ② 学習・まちづくり支援機能
- ③ 専門・ボランティア人材等ストック機能
- ④ 多様な情報ステーション機能
- ⑤ ホットなサロン機能
- ⑥ 事業、サービス等の参加、提携機能

3 協働による地域社会の創生への取組み

変革する公民館は、市民及び多様な市民団体とによる確かなネットワークを組み合わせながら、公民館同士の連携から地域間の市民交流を活性化し、それが新たな地域社会を創り出す力となるよう支援する。

そのような公民館で活動する者は職員も含めて、コストではなく資本財である。特に館長は地域経営の視点から未来を担うテクノロジストであり、地域活動創生のファシリテーター（促進役）でもある。何より、平成23年度からの新総合計画の策定・移行が始まる。

生涯学習のまちづくりを目指して、三つの構想を提案する。

第1に、協働事業の試行へ

すでに取り組みされている「広畑ふれあい塾」が協働型の一つのモデルである。事業のテーマ、内容、スタッフ、予算等の計画を市民提案方式により提案。次に

参加者の応募が事業成立の要件となって年間の事業計画を決定する。市民ニーズが先行する学習活動である。

一方、公民館、さらには他部局、民間発信型の事業構想を公開し、テーマ、スタッフ、内容、予算、パブリックコメント等を条件として、入札制度によって事業に取り組む方式である。これは、シーズ先行型のパイロット事業になるであろう。この時、公民館はジョイントベンチャーの役割を担うことになる。

近い将来、市民カンパによるコミュニティファンドを設立し、貢献的な学習活動への支援を強化できればと思う。

第2に、地域社会の創生へ

コミュニティと言われる地域社会は、交流、志縁の場、居がい生きがいのある場、人脈醸造の場、知的な生産と社交の場でありたい。こうした思いや願いを共有するために夢のある、ロマンのある事業への参画を期待する。

- ・コミュニティサロンの開設

特定の知識、技術、キャリアを持った人の公開事業、時に、働く場や家をサロンとして開設

- ・小・中学生のハローワーク体験

福祉、農業、環境、医療等、地域人材や施設における見学、実習体験、ハローワークの家の指定、通所方式

- ・小・中学生のインターンシップ

多様な異業種分野のインストラクターを委嘱し、T・P・Oの条件設定をして実習・体験するシステム

- ・生涯学習のまちづくり塾の開催

各分野のスペシャリストによる、まちづくりにつながるプログラムの開発、実践

- ・学校支援委員会の立ち上げ

教育基本法改正による重点施策へ、PTA、地域人材によるもう一つの学校づくり構想

これらは、進めたい事業の一部に過ぎない。こうした事業は、地域の人、モノ、コトに光を当て、人の動きや交流を活発にするばかりでなく、事業を通して地域力や市民力磨きの現場にするといった、まちおこし型の事業である。

当然、公民館に仮称まちづくり委員会を設置する必要がある。市民の夢、ロマン、思いの集約が事業発想の設計図となる。

第3に、丹沢山麓コンソーシアムの開発へ

第1の事業は日常圏、第2は日常・交流圏、第3は市域圏の事業構想となる。

丹沢山麓一帯は、貴重な水源地ではあるが、その資源としての活用は、未開発の現状にある。次年度、生物多様性戦略国際会議が名古屋で開催される。キーワードは里山にあるとみられている。

要は、山麓一帯の自然資源また産業資源をベースに、1.5次産業あるいは3.5次産業のまちおこしをして、いわば総合政策としての生涯学習活動を進める提案である。別な言い方をすれば、産・学・遊の体験型生涯学習の推進でもある。

農業、森林、里山、環境、冒険、音楽、美術、保健、医療、ホスピス、ニュースポーツなど、この一帯を市民のdoingパークにする。関係する首長部局と生涯学習の主体者によって、テーマパークづくりにつなげていく市域構想である。

水無川河川敷の「風の道」「川の道」に対し、山麓一帯の道を「みどりの道」「山の道」と名づけて、オール世代型、また回遊・巡回型のグリーンツーリズム活動を普及させていきたい。

提言2 総合的な教育機関としての役割の維持

1 公民館における社会教育機能の維持

公民館の役割として、社会教育法20条で「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定している。その後教育基本法の改正では学校支援が、また社会教育法の改正では家庭教育の振興が新たに加わった。これらは公民館の関わりも期待されている。

一方、教育基本法の第3条では、生涯学習の理念として、学んだ成果を適正に生かすことのできる社会の実現を明確にした。公民館が目指す社会教育機能とは何か、以下4点に絞って提言する。

第1に、学習権を保障する

従来から、学習権の保障は学習の場の提供にあったが、与える学習サービスから、いつでも、どこでも、誰もが学習欲求を達成するための環境を整えておくことが、学習権保障の大前提となる。

特に社会教育は、相互学習を原則とすることから、あらゆる学習情報がストックされている必要がある。また、グループの成長への助言、貢献への誘導、媒介の役割がある。

学習権は、自活力、自治力を育みながら、社会参加権につなげていくことが期待されよう。市民と共に新しい公共を担っていく方向に公民館の存在性がある。

第2に、生き抜く力を育成する

現代的課題に対する学習機会の提供については、行政の果たす役割は大きい。

これまで公民館は、こうした社会性、公共性、現代性、緊急性の高い学習課題

を避けてきた感がある。現代的課題に対処していくことは、現代社会に生きていく市民資質や質の高い能力を体得していくことにある。

何が現代的課題か、人により立場により見解は違ってくるだろう。例えば、生命、保健、健康、医療、人権、消費、人口、食糧、環境、資源、エネルギー等があげられる。

「あなたにとって現代的課題は?」「家族発、地域発、企業発、世界発の現代的課題は?」。こうした自己啓発型の相互学習が出発点になる。次なる段階で体験型学習を導入する。多様な学習層の参加を得て、サロン型、ワークショップ型、あるいはインターンシップ型の学習活動を取り入れていきたい。

この種の事業が目指すところは、首長部局と一体となって生涯学習の生活化、社会化、総合施策化に融合していくことであろう。時代を生き抜く力は、多様なかかわりの中で生まれてくる。公民館は、その仕掛け人、仕切り人としての専門性を持つべきであろう。

第3に、オルタナティブスクール（もう一つの学校）を研究する

今日まで社会教育は、学校教育に対して教育の外にあった。平成18年の教育基本法改正では、学校支援委員会の設置を訴え、学校コンソーシアム構想の研究、実践について全国的なパイロット補助事業を促進している。

この考え方は、本来の学校教育にオルタナティブスクール（もう一つの学校）を構想化して、生涯学習理念に基づく新しい学校のスタイルを創生しようとする実験である。既に、市内のある中学校では、P（親）、T（先生）、S（生徒）、C（コミュニティ）運動を導入し、学校サポートクラブの発足や合同会議、さらには地域人材を招いた講座を開催している。

放課後子どもプランもこの種の事業である。学校、PTA、地域人材の研究プロジェクトを発足して、新しい参加型の組織活動を生み出していきたい。教育委員会をはじめ、日常生活圏にある公民館こそ学校の偉大なパートナーである。

第4に、地域力を醸成する

公民館には二つの教育的側面がある。一つは、住民一人一人を学習の主体者と位置づけ、個人の心の豊かさと生きがいのある生活を支援すること、またもう一つは、その学習の成果を地域や社会に生かすようにすることである。

当初の生涯学習にあっては、どちらかといえば個に重点があった。しかし、現代社会にあっては、人と人、人と自然、社会の連帯感が希薄化してきている。今、その回復と再構築が求められており、個人の学習を仲間づくり、地域づくり、まちづくりにつなげていくことが重要視されている。そのためにも今後、公民館に求められるのは、

- ① 新たな公共交流空間をつくりあげる

- ② ソーシャル・キャピタル（社会資本）を把握する
 - ③ S・N・S（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を整備する
- というような視点であり、これらは、地域の教育資源である。

こうした資源を活用することで、例えば音楽、絵画等の趣味を学び楽しむ活動から、新しい何かを生み出していくような発展的な活動が期待される。公民館は、地域の教育力を醸成する磁場にならないといけない。

2 組織体制の充実と首長部局等との連携強化

第1に、公民館の体制を充実する

教育委員会は、館長その他の職員が安心して職務に専念できる環境を整えるとともに、生涯学習課または中央公民館的な役割を担う公民館に統括担当班を置き、施設維持管理の調整及び嘱託員等の人事管理の総合調整を行う。また、本提言の実現に向けて、各公民館の連携を図る。

第2に、首長部局との連携を強化する

教育委員会は、公民館が進めるまちづくり事業において、首長部局の担当課と連携する仕組みづくりに努める。なお、平成23年度以降の総合計画のうち、地域計画を積極的に推進する必要度に応じて、地域専門職員（本庁兼務）1人を任命することが望まれる。

第3に、大学、企業等との連携を強化する

教育委員会は、大学、専門学校、企業、NPOなどとの提携により、公民館において実務につながる専門教育の場をつくり、その学習の成果が就業に活かせるように努める。たとえば公民館の施設機能を活かし、夜間に調理室など利用頻度の低い部屋や講座用パソコンなどを専門学校へ貸し出すことで、調理師講座や情報処理資格講座の開設なども考えられる。またインターネットを活用した大学講座の開設も積極的に取り組む必要がある。

さらに、こうした講座の受講者が地元企業への採用に結びつくようなインターンシップや研修制度をつくることで、学生だけではなく、再就職先を求めている中高年齢者の雇用の機会拡充につなげることも重要である。

3 公民館の行政窓口業務の組織体系的な位置付け

公民館が本来の設置目的以外に日常の中で取り扱っている業務としては、「戸籍住民課の連絡所」、「図書室における市立図書館の分館機能」、「災害時、特に風水害の避難場所」、「市民への書類配布や市民から市への提出書類の受け取り」、「他施設の使用券や物品の販売」、「地域住民から市への問い合わせや関係課との連絡調整」などがあり、多岐に渡っていることから責任ある対応が必要である。

公民館における行政の窓口としての機能については、場当たりに追加するのではなく、本来の社会教育機関としての役割に支障をきたすことのないよう、全庁的な見地から各地域における現状のサービス水準を勘案して再検討し、組織体系の中

で明確化し、適切な人員配置を行う。

提言3 公民館の人的体制の整備と適切な公民館運営の評価

1 公民館における人的体制の整備

第1に、常勤職館長の全館配置を維持する

公民館館長を常勤職としたことで公民館運営の責任と権限の一元化が図られ、事業の企画をはじめ館運営方針の決定が即座に行われるようになり、公民館活動を活性化させた実績は大きなものがある。

教育委員会は、水準の上がった公民館活動を土台に、さらに市民自治や地域分権を担う人材育成を行うため、公設公営の原則によって従来どおり生涯学習の専門性、人格、経験、キャリアを持つ館長1名を全公民館へ配置する。

第2に、職員の研修機会の拡充に努める

教育委員会は、公民館職員が社会教育主事講習をはじめ専門研修に参加できるような環境整備に努める。

第3に、将来、公民館を担うことができる人材を育成する

教育委員会は、将来公民館を担っていく人材を育成できるような組織並びに人的体制の整備に努める。

第4に、地域を支えるネットワーク体制を確立する

市民協働型の運営に移行するため、地域を支えるネットワーク体制をより確かなものにする。特に運営協議会は企画、広報、事業、人材等の専門部会を設け、あらゆる組織体と情報を共有する。

2 公民館運営の評価

第1に、幅広く公民館運営の評価を求める

公民館が、地域住民の生活改善と向上を目指すことに寄与する施設として存在するために、「公民館の運営及び設置に関する基準」（平成15年文部科学省告示）などに基づいて、自らの点検・評価を毎年実施しているところであるが、より一層厳正なる事業評価項目を教育委員会、公民館運営協議会のみならず、社会教育委員会も深くかかわりながら策定し、実施する必要がある。

第2に、学習の成果に視点を置いた評価基準を研究する

公民館運営評価のためには、それぞれの事業参加者数を中心とした評価基準に偏ることなく、事業内容が地域住民の生活力や地域力向上のために、いかなる影響を与えたか（住民自治意識や市民自治意識についての学習の成果など）という観点での基準を設定するなど、多くの市民が納得できるように研究し、改善を図る必要がある。

第3に、公民館運営協議会の役割を充実する

既存の公民館運営協議会を公民館経営会議、あるいは公民館事業運営委員会などに発展改組し、公民館の事業と運営を十分に担える人材を育成するための組織を設置することも大切である。

第3章 提言の実現に向けて

この提言は、社会教育委員会という社会教育の専門的見地から取りまとめたものであり、今後、広く市民、利用者、関係機関の意見を集約し、提言の内容を具体的な施策として立案、実行するのは行政の責務である。

また、実現可能なものについて、今後改定を予定している秦野市生涯学習推進計画に反映させるなどの方法により施策としての方向性を明らかにし、提言の具体化を図ることを希望する。

秦野市社会教育委員

任期 平成 21 年 6 月 1 日～平成 23 年 5 月 31 日

学校教育及び社会教育関係者

氏 名	団体名・役職
岡崎 里司	秦野市小学校長会 会長 (大根小学校校長)
古屋 茂	秦野市中学校長会 (本町中学校校長)
小島 孝子	秦野市子ども会育成連絡協議会 会長
中山 知江	秦野市地域婦人団体連絡協議会 会計
片野 靖	秦野市文化団体協議会 副会長
古谷 広義	秦野市 PTA 連絡協議会 副会長
鈴木 征夫	秦野市体育協会 副会長

家庭教育の向上に資する活動を行う者

氏 名	団 体 名
斎藤由佳里	おはなしころりん
藤木 玲子	秦野女声コール

学識経験者

氏 名	役職・経歴等
岡田 榮子	東公民館運営協議会委員
佐野美三雄	元青少年育成施設長
逢坂 伸一	大学教授
飯田 皓一	公募委員